ハ　潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの（ロに該当するものを除く。）

（一）　第一号に該当する潜水艇に使用することができるように設計したもの

（二）　［略］

ニ　［略］

ホ　水中用の観測装置であって、次の全てに該当するもの

（一）　潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造したもの

（二）　次のいずれかに該当する後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの

1　レンジゲートイルミネーター

2　レーザー発振器を使用した装置

五～十　［略］

十一　推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であって、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、〇ヘルツ超五〇〇ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が一〇〇デシベル未満のもの

十二～十四　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

（一）　次の全てに該当するもの

1　本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

2　民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一　型式証明

二　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの

（二）　［略］

ロ　［略］

二～四

四の二　航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの

四の三

五～十の二　［略］

十一　次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ　超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置

ハ　潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの（ロに該当するものを除く。）

（一）　第一号イに該当する潜水艇に使用することができるように設計したもの

（二）　［略］

ニ　［略］

ホ　潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造した水中用の観測装置であって、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの（レンジゲートイルミネーター又はレーザー発振器を使用した装置を含む。）

五～十　［略］

十一　推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であって、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、〇ヘルツ以上五〇〇ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が一〇〇デシベル未満のもの

十二～十四　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

（一）　次の全てに該当するもの

1　本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

2　民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一　型式証明

二　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの

（二）　［略］

ロ　［略］

二～四

［新設］

四の二　［略］

五～十の二　［略］

十一　ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　一方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置